



令和6年度
美馬市認定こども園等
利用のご案内

【問い合わせ先】

美馬市保険福祉部子どもすこやか課

電話：0883-52-5606

ファクシミリ：0883-52-2221

メールアドレス：kodomo@mima.i-tokushima.jp

《おしらせ》

市立穴吹認定こども園の 公私連携幼保連携型認定こども園への移行について

令和6年4月から「穴吹認定こども園」の運営を市と民間法人が協定を締結し運営する「公私連携幼保連携型認定こども園」へと移行する予定です。運営予定法人は「社会福祉法人 かもめ福社会」です。

目 次

1. はじめに	1
2. 美馬市の認定こども園等について	1
3. 入園できる要件	2
4. 入園までの流れ	2
5. 認定こども園等の利用	3～5
6. 利用申請と受付期間 申請に必要なもの（新規入園児向け・継続入園児向け） ①必要な書類 ②状況により必要な書類	6～10
7. 利用調整	10～11
8. 保育料	11～12
9. 施設・子育て支援サービス一覧	13～14
10. よくある問い合わせ（Q&A）	15～22
◆ 記入例	23～27
（1）施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定（現況）申請書	
（2）児童健康状況等申告書	

1. はじめに

(1) 保育所・認定こども園とは

保育所・認定こども園（以下、認定こども園等）は、保護者が仕事、病気など、いろいろな事情のためにお子さんを家庭で保育することが困難なときに、保護者に代わって、お子さんの健全な心身の発達を図ることを目的に保育（教育）を行う施設です。「下の子の保育に手がかかる」、「集団生活を体験させたい」、「友だちをつくらせたい」などの理由で入園することはできません。

(2) 認定こども園等に入園するためには

認定こども園等に入園するためには、入園できる要件を満たした保護者が申請手続を行う必要があります。書類は必要事項を全て記入していただく必要がありますので、この冊子でご確認ください。

2. 美馬市の認定こども園等について

(1) 令和6年度の募集施設

種別	施設名	施設情報	定員 (人)	クラス年齢
公立	江原認定こども園	脇町字拝原700番地1 0883-53-3070	182	11か月～2歳児(3号) 3歳児～5歳児(1号・2号)
公立	美馬認定こども園	美馬町字中東原70番地1 0883-63-3030	230	11か月～2歳児(3号) 3歳児～5歳児(1号・2号)
公立	岩倉認定こども園	脇町岩倉2426番地4 0883-53-5533	90	11か月～2歳児(3号) 3歳児～5歳児(1号・2号)
公立	認定こども園 脇町保育所	脇町大字猪尻字西ノ久保30番地 0883-52-1492	150	10か月～2歳児(3号) 3歳児(1号・2号) 4歳児(2号)
公立	脇町小規模保育所 ワールドキッズ mima	脇町大字猪尻字西分116番地1 (美馬市地域交流センターミライズ内) 0883-53-1104	19	10か月～2歳児(3号)
公私 連携	穴吹認定こども園 (仮称)	穴吹町穴吹字福戸原1番地 0883-53-1300	176	6か月～2歳児(3号) 3歳児～5歳児(1号・2号)

※定員は現在の条例定員ですので、利用定員は変更する場合があります。

(2) 令和6年度の年齢別クラス

令和6年4月1日時点の年齢でクラスが決まります。令和6年度は次のとおりです。

クラス年齢	生年月日
0歳児	令和5(2023)年4月2日～
1歳児	令和4(2022)年4月2日～令和5(2023)年4月1日
2歳児	令和3(2021)年4月2日～令和4(2022)年4月1日
3歳児	令和2(2020)年4月2日～令和3(2021)年4月1日
4歳児	平成31(2019)年4月2日～令和2(2020)年4月1日
5歳児	平成30(2018)年4月2日～平成31(2019)年4月1日

3. 入園できる要件

(1) 美馬市に居住している

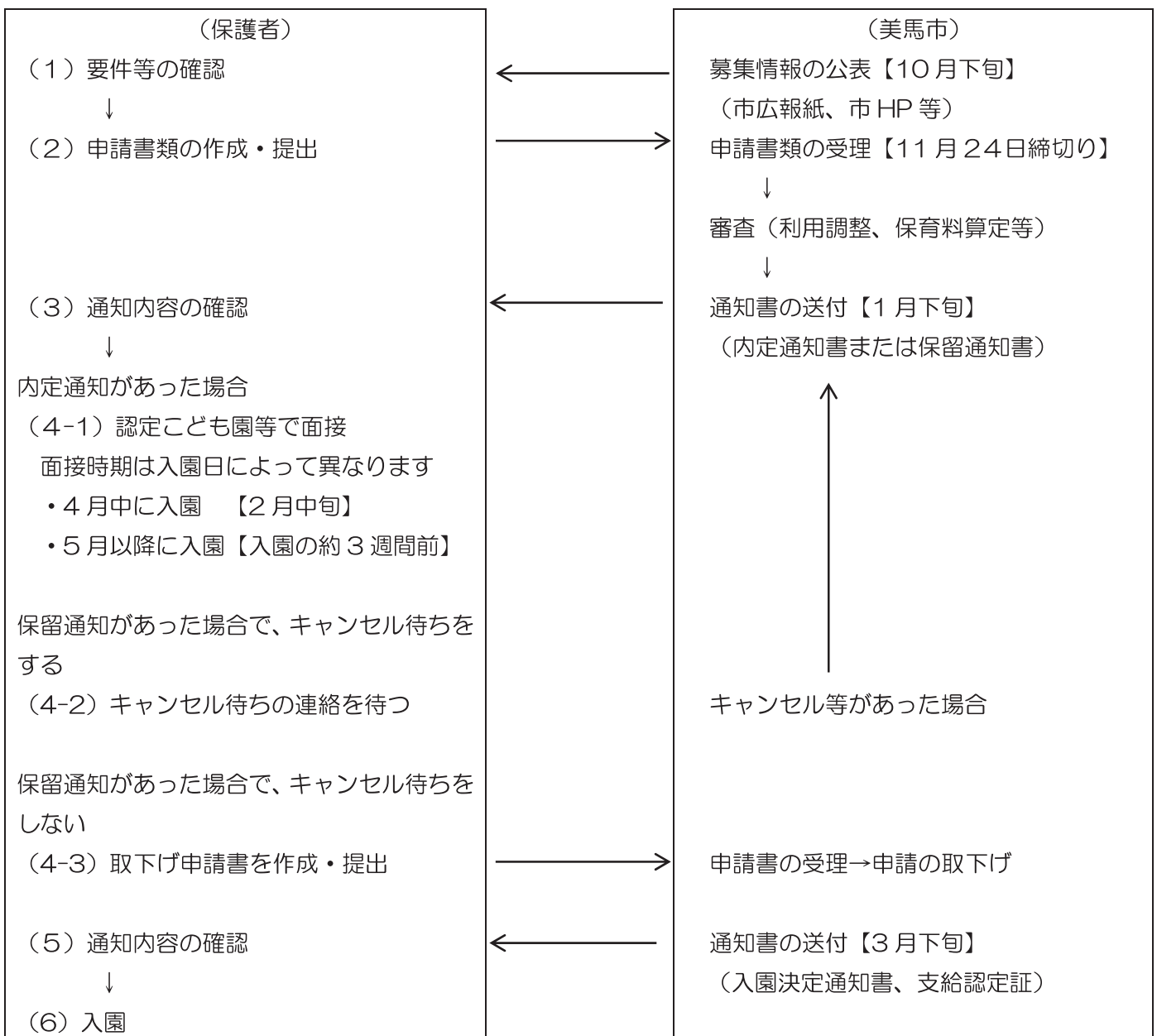
子ども・子育て支援法第20条では、「居住地の市町村へ認定の申請をすること」とされています。

ここでいう居住地とは、居住事実が認められる場所をいい、将来にわたり起居を継続することが社会通念上期待できる場所をいいます。

(2) 保育の必要性の認定がある（2号認定・3号認定の場合）

「保育の必要性」とは、保護者が仕事、病気等の理由により、家庭で子どもを保育することができない状態をいいます。申請に基づき、市が認定区分により審査・認定を行い、認定証を発行します。

4. 入園までの流れ



※【】内の時期は年度によって異なる場合があります。目安としてご覧ください。

5. 認定こども園等の利用

(1) 認定区分について

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用できる時間	利用できる施設
1号認定	3～5歳	なし(教育のみ)	教育標準時間	認定こども園 幼稚園
2号認定	3～5歳	あり	保育標準時間	認定こども園
			保育短時間	
3号認定	0～2歳	あり	保育標準時間	認定こども園
			保育短時間	小規模保育所

※ 2号認定・3号認定は「保育を必要とする理由」に該当する場合をいいます。

(2) 利用できる時間について

施設を利用できる日時等は、認定区分、保育の必要性の要件等によって、次のとおりです。

施設と支給認定	開園日時	休園日等
公立認定こども園 (1号認定)	【月～金曜日】 7:30～18:30	土曜日、日曜日、祝日、 年末年始(12月29日～1月3日)、 学年始休業日(4月1日～7日)、 夏季休業日(7月21日～8月31日)、 冬季休業日(12月24日～1月7日)、 学年末休業日(3月25日～31日)
公立認定こども園 (2号認定・3号認定)	【月～金曜日】 7:30～18:30 【土曜日】 7:30～12:45	日曜日、祝日、年末年始(12月29日 ～1月3日)
公私連携認定こども園 (1号認定)	【月～金曜日】 7:30～17:30	土曜日、日曜日、祝日、 年末年始(12月29日～1月3日)、 夏季休業日(8月11日～8月20日)、 冬季休業日(12月29日～1月3日)、 学年末休業日(3月25日～31日)
公私連携認定こども園 (2号認定・3号認定)	【月～土曜日】 7:30～19:00	日曜日、祝日、年末年始(12月29日 ～1月3日)
脇町小規模保育所 (3号認定)	【月～土曜日】 7:30～19:00	日曜日、祝日、年末年始(12月29日 ～1月3日)

※開園時間と保育時間は異なります。

教育・保育時間

●公立認定子ども園・脇町小規模保育所

① 教育標準時間：1日最長4時間30分まで

7:30	8:30	13:00	18:30
一時預かり 保育	通常の教育時間 (8:30～13:00)	一時預かり 保育	

・1号認定の場合、申請すれば一時預かり保育を利用することができます。(一時預かり保育料必要)

② 保育標準時間：1日最長 11 時間まで

7:30	8:30	13:00	18:30
通常の保育時間 (7:30~18:30)			

③ 保育短時間：1日最長 8 時間まで

7:30	8:30	16:30	18:30
時間外保育	通常の保育時間 (8:30~16:30)	時間外保育	

- ・保育短時間認定を受けた場合、申請すれば時間外保育（延長保育）を利用することができます。（時間外保育料必要）
- ・脇町小規模保育所の開所時間は19時までです。

●公私連携認定子ども園

① 教育標準時間：1日最長5時間まで

7:30	8:30	13:30	17:30
一時預かり 保育	通常の教育時間 (8:30~13:30)	一時預かり 保育	

- ・1号認定の場合、申請すれば一時預かり保育を利用することができます。（一時預かり保育料必要）

② 保育標準時間：1日最長 11 時間まで

7:30	8:30	13:00	18:30	19:00
通常の保育時間 (7:30~18:30)				時間外 保育

③ 保育短時間：1日最長 8 時間まで

7:30	8:30	16:30	19:00
時間外保育	通常の保育時間 (8:30~16:30)	時間外保育	

- ・保育短時間認定を受けた場合、申請すれば時間外保育（延長保育）を利用することができます。（時間外保育料必要）



ならし保育について

子どもは、保護者と離れて慣れない場所で集団で過ごすといった環境の変化にとまどいや不安を持つことがあります。そのため、子どもの年齢や状態に合わせて徐々に時間を延ばしていく「ならし保育」を行います。（約2週間程度）

ならし保育は、入園日以前に行うことはできません。家族や雇用先等とも調整のうえ入園日を検討してください。早いお迎えをお願いすることとなりますが、子どもにとっても大切なものですのでご協力ください。

(3) 保育の必要性の要件

保護者（父母）または子どもを扶養する祖父母が次のいずれかに該当することをいいます。

要件区分	状況	保育利用時間		入園期間
①就労	保護者が月に48時間以上就労している	月48時間以上	保育短時間	就労期間
		月120時間以上	保育標準時間	
②求職活動	保護者が求職活動を継続的に行っている (起業準備を含む)	保育短時間		入園後最大3か月間
③育児休業取得中の継続利用	育児休業取得中に、既に保育を利用している子が継続利用する ※新規申請の子どもは該当しない	保育短時間		産まれた子が 1歳を迎える年度末まで
④妊娠・出産	母親が妊娠中または出産前後である	保育標準時間		出産(予定)日を基準として産前産後2か月。 (多胎の場合は産後4か月)
⑤就学	保護者が月に48時間以上、学校または職業訓練校に就学している	月48時間以上	保育短時間	就学期間
		月120時間以上	保育標準時間	
⑥病気・障がい	保護者に病気や心身に障がいがあり、保育が困難と診断された	保育標準時間		療養期間
⑦介護・看護	保護者が同居の親族を常態的に介護または看護し、保育が困難と診断された	保育標準時間		介護・看護期間
⑧災害復旧	保護者が火災や風水害、震災その他の災害の復旧にあたっている	保育標準時間		保育を必要とする期間
⑨虐待・DV	児童虐待やDVの恐れがある	保育標準時間		保育を必要とする期間
⑩その他	その他、上記に類する状況で保育ができない場合	保育短時間 または保育標準時間		保育を必要とする期間

※ 子どもの保護者が複数いる場合は、就労時間等の短い方の状況で認定します。

※ 保育標準時間の認定要件を満たしていても、保育短時間認定を希望する場合は、保育短時間認定を受けることができます。

※ 入園後、保育の必要性がなくなった場合または入園期間を満了した場合は、その月の月末をもって退園となります。



6. 利用申請と受付期間

認定こども園等を利用するためには、利用申請の手続きが必要となります。

令和6年度の受付期間は、次のとおりです。

随時受付の利用調整は当初受付の利用調整後に行いますので、当初受付期間中に手続きを行ってください。

利用調整については、10～11ページをご覧ください。

受付期間

(1) 当初受付

4月入園に限らず、途中入園の場合であってもこの期間に受け付けます。

○提出締切：令和5年11月24日（金）

※書類の確認に時間を要しますので、在園児の保護者の方は書類が整い次第、早めの提出にご協力ください。

○受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日を除く）

○受付場所：①すでに保育施設に入園している子ども（在園児）⇒ 現在入園中の施設

②新規で入園を希望する子ども ⇒ 子どもすこやか課

※在園児のきょうだいが新規で申し込む場合は、子どもすこやか課が窓口となります。

(2) 随時受付

当初受付に申請しなかったまたはできなかった場合は、この期間に受け付けます。

○受付期間：令和5年11月27日（月）～令和7年1月17日（金）（土日祝日を除く）

○受付時間：午前9時～午後5時

○受付場所：子どもすこやか課

※随時受け付けしていますが、定員に空きのある場合のみ入園できます。

書類について

◆申請に必要な書類を全て揃えてから、締切日までに提出してください。

必要書類が不足している場合、受付できません。

◆必要書類・記入例は、市ホームページからダウンロードできます。

パソコンでの入力が行えますので、ぜひご利用ください。

みまっこ子育て応援サイト
<https://www.city.mima.lg.jp/kosodate/azuketai/kodomoen/>
申請に必要な様式等は、みまっこ子育て応援サイトからダウンロードできます。

[預けたい](#)▶[認定こども園](#)▶[入園手続](#)



新規入園児 申請に必要なもの（A・Bをご確認ください。）

A 必要な書類

下記の内容を確認のうえ、□にチェックして必要な書類を準備してください。

誤りや記入漏れのないように記入してください。

※虚偽の申請をした場合や必要書類を提出しない場合は、認定等を取り消すことがあります。

必要書類等	備考	対象者	チェック欄
『施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定（現況）申請書』	入園を希望する子ども1人につき1枚必要です。 23～26ページの記入例を参照のうえご記入ください。	全員	□
保育が必要なことを証明する書類 詳しくは9ページをご覧ください。	保護者全員分（父・母）が必要です。 ※証明する書類で入園に係る優先順位を決定します。	2号認定・ 3号認定のみ	□
個人番号申告書	申請者及び世帯員の個人番号は、誤りのないように事前にご記入をお願いします。 （1）申請者が申請する場合 ①申請者の個人番号及び本人確認ができる書類 （2）代理人（申請者以外）が申請に来られるとき ①委任状 ②代理人の本人確認ができる書類 ③申請者の個人番号が確認できる書類（コピーでも可）	全員	□
児童健康状況等申告書	入園を希望する子ども1人につき1枚必要です。 27ページの記入例を参照のうえご記入ください。 この申告書は、面接の際に使用するものです。	全員	□
入園児童の健康保険証（写し）	写しを提出する場合は、17ページを参照のうえ、「被保険者等記号・番号」、「保険者番号」及び「二次元コード」にマスキング（塗りつぶし等）して提出してください。	全員	□
マイナンバー 【右の備考の中の(1)または(2)】	◎番号確認書類 （1）個人番号カード（1点で可） ※顔写真つきのプラスチック製のカード （2）通知カード ※紙製のカード または 個人番号が記載された住民票等 ※（2）の場合、次の本人確認書類が必要です。 ◎本人確認書類 ①写真付き身分証明書（次のいずれか1点で可） ○住基カード（顔写真あり） ○運転免許証 ○運転経歴証明書 ○パスポート ○身体障害者手帳 ○精神障害者保健福祉手帳 ○療育手帳 ○在留カード ○官公署からの発行書類で 氏名、生年月日または住所の記載のあるもの ②その他の本人確認書類（次のいずれか2点必要） ○健康保険証 ○年金手帳 ○介護保険証 ○児童扶養手当証書 ○特別児童扶養手当証書 ○官公署からの発行書類で氏名、生年月日または住所の記載のあるもの	全員	□

継続入園児 申請に必要なもの（A・Bをご確認ください。）

A 必要な書類

下記の内容を確認のうえ、口にチェックして必要な書類を準備してください。

誤りや記入漏れのないように記入してください。

※虚偽の申請をした場合や必要書類を提出しない場合は、認定等を取り消すことがあります。

必要書類等	備考	対象者	チェック欄
『施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定（現況）申請書』	入園を希望する子ども1人につき1枚必要です。 23～26ページの記入例を参照のうえご記入ください。	全員	<input type="checkbox"/>
保育が必要なことを証明する書類 詳しくは9ページをご覧ください。	保護者全員分（父・母）が必要です。 ※証明する書類で入園に係る優先順位を決定します。	2号認定・ 3号認定のみ	<input type="checkbox"/>
児童健康状況等申告書	入園を希望する子ども1人につき1枚必要です。 27ページの記入例を参照のうえご記入ください。 この申告書は、面接の際に使用するものです。	全員	<input type="checkbox"/>
入園児童の健康保険証（写し）	写しを提出する場合は、17ページを参照のうえ、「被保険者等記号・番号」、「保険者番号」及び「二次元コード」にマスキング（塗りつぶし等）して提出してください。	全員	<input type="checkbox"/>



保育が必要なことを証明する書類

2人以上入園の場合であっても、1人あたり1部提出してください。ただし、原本は1部でも構いません。
 (例) 2人兄弟が入園する場合、兄の書類はコピー、弟の書類は原本。

保育を必要とする理由	保護者等の状況	必要書類 ※太字は市指定の様式があるもの ※★は市ホームページからもダウンロードできます	チェック欄	
			父	母
就労	被雇用者	・就労証明書★ ※就労予定の方は、就労開始後に就労証明書を再度提出してください。 ※育休復帰予定の方は、復職後に就労証明書を提出してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	自営業 農業 内職	・就労証明書★ ・自営等の証明書類 (源泉徴収票、確定申告書、受注票の写しなど)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
求職活動	求職活動中	・求職活動(起業準備)申立書★ ・求職活動の状況が確認できる書類 (ハローワークカードなど)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
育休取得中	育休取得中で、保育利用中の子どもがいる場合 ※産まれた子が1歳を迎える年度末まで	・就労証明書★ 又は育児休業期間の証明(会社からの辞令書など)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
妊娠・出産	妊娠中・出産後間もない	・母子手帳の写し(表紙+出産予定日記載のページ)		<input type="checkbox"/>
就学	学生の場合	・在学を証明できる書類(学生証の写し等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	職業訓練を受ける場合	・職業訓練を受けることを証する書類		
疾病・障がい	通院・入院している場合	・申立書★ ・医師の診断書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	障がいがあり、保育できない場合	・障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳等の写し(障がいの程度が確認できる部分)		
介護・看護	親族の介護・看護にあたる場合	・介護・看護申立書★ ・医師の診断書、障害者手帳または介護保険証(認定済)の写し(介護される方の分)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
災害復旧	災害に見舞われた場合	・被災証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	・書類は必要ありませんが、申請時に相談機関等をお聞きします。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※現在妊娠中であり、入園日時点で育休取得中である場合は、「施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定(現況)申請書」の保育の利用を必要とする理由等のその他欄に育休取得期間(予定)を記入し、後日育休証明書を提出してください。

※上記のいずれにも該当しない場合または判断できない場合は、子どもすこやか課までお問い合わせください。



B 状況により必要な書類（保育料算定・副食費免除判定のための書類）

2人以上入園の場合であっても、1人あたり1部提出してください。ただし、原本は1部でも構いません。

（例）2人兄弟が入園する場合、兄の書類はコピー、弟の書類は原本。

書類が必要な方	必要書類	備考	チェック欄	
			父	母
障がい児（者）がいる世帯	次のいずれか ・ 障害者手帳の写し ・ 療育手帳の写し	氏名・手帳の等級・交付年月日部分のコピーが必要です。 所得要件によって保育料の軽減措置があります。 入園希望する子どもに限らず世帯全員が対象です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
令和5年または令和6年1月1日時点で美馬市に住民登録がなく、入園申込時にマイナンバーの確認ができない方	所得が証明できる書類 （所得課税証明書等の写し）	海外赴任や美馬市転入前に海外などで日本に住民登録がなかった方は、日本国外での総収入がわかる書類の提出が必要です。 ※11ページ「8.保育料」をご参照ください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ひとり親家庭の世帯	次のいずれか ・ 児童扶養手当受給者証の写し ・ ひとり親家庭等医療受給者証の写し ・ 戸籍謄本の写し		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
生活保護の世帯	生活保護受給証明書の写し		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

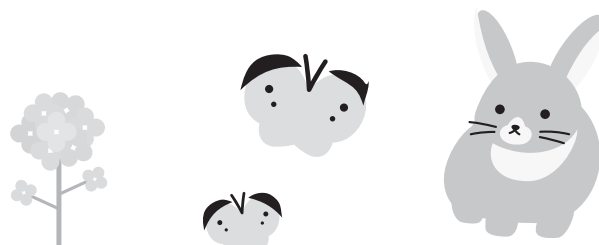
※上記の書類以外にも、場合により新たな書類の提出をお願いすることがあります。

7. 利用調整

保護者が希望した施設が希望者全員を受け入れることが困難な場合、保育を必要とする理由やその状況に応じた「基本指数」と、世帯や児童の状況などその他の状況に応じた「調整指数」によって点数化し、合計点数が高い順に入園を決定します。

利用調整の結果、第1希望の認定こども園等に入園できないことや、きょうだい別々の認定こども園等への入園になることがあります。

また、認定こども園等へ入園申請ができる要件（保育を必要とする事由）によって申請されても、申請内容に虚偽があった場合や、保育士の確保が困難な場合などには入園できないことがありますので、あらかじめご承知ください。



希望施設の記入にあたっての注意点

利用調整は、申請書に記入のあった施設を対象に行います。

そのため、申請書に記入していない施設が入園可能であった場合でも、記入のあった施設が入園不可なら保留となります。

また、その場合であっても入園可能な施設の紹介等の電話連絡はしませんので、ご了承ください。

(例)

クラス年齢が2歳児クラスの児童で、希望施設を①～④の順で記入した場合

- ①江原認定こども園、②脇町保育所、③脇町小規模保育所、④穴吹認定こども園、
⑤記入なし、⑥記入なし

①の施設から順に利用調整を行います。④の施設の利用調整を行った結果、入園不可だった場合、他の施設に入園可能であった場合でも保留となります。



8. 保育料

(1) 保育料の決定

保育料は、保護者(父・母)の市民税額の合算で階層区分を決定します。ただし、保護者や申請児童を税法上の被扶養者としている祖父母等がいる場合は、生計の中心者は祖父母等の扶養者となるため、その扶養者の市町村民税も合わせて計算します。

また、保育料は毎年9月が切替え時期となります。

【4月から8月までの保育料】・・・令和5年度市(町村)民税額(令和4年所得分)に基づき決定されます。

【9月から翌年3月までの保育料】・・・令和6年度市(町村)民税額(令和5年所得分)に基づき決定されます。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額に基づく保育料						当年度の市町村民税額に基づく保育料					

(2) 保育料を算定する必要書類等

令和5年または令和6年1月1日時点で美馬市に住民登録がなかった方または美馬市外で納税されている方については、提供いただいているマイナンバーにて情報照会を実施します。

保育料算定において提出いただく書類は原則ありません。ただし、海外赴任や美馬市転入前に海外などで日本に住民登録がなかった方は、令和4年中(9月から翌年4月までの保育料については令和5年中)の日本国外での総収入がわかる書類の提出が必要です。

なお、保育料の算定には、配当控除、住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)、寄付金税額控除、外国税額控除等は適用されません。

(3) 保育料の額

子ども1人あたりの保育料は、次の保育料表のとおりです。
ただし、世帯状況等によって、軽減措置があります。

【0～2歳児】※3歳児以上の保育料、給食費は0円

利用児童の属する世帯の階層区分		保育料（月額）	
階層区分	認定基準	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
第2	市民税非課税世帯	0円	0円
第3	所得割が48,600円未満	18,000円	17,600円
第4	所得割が97,000円未満	28,500円	28,000円
第5	所得割が169,000円未満	43,000円	42,200円
第6	所得割が301,000円未満	53,000円	52,000円
第7	所得割が301,000円以上	60,000円	58,900円

※認定こども園での実費徴収や時間外保育料・一時預かり保育料は、保育料には含まれません。

【軽減措置】

対象世帯	状況	軽減措置
多子世帯	保護者と生計が同一の18歳未満の子どもが2人以上いる	第2子：半額 第3子以降：無料
低所得世帯等	年収約360万円相当の世帯で、次のいずれかに該当 ・ひとり親 ・障がい児（者）がいる ・その他の世帯（要保護等）	第1子 ・第2階層：無料 ・第3、第4階層：9,000円 第2子以降：無料

(4) その他

保育料のほかに教材費等の納付が必要な場合があります。



9. 施設・子育て支援サービス一覧

一時預かり事業（施設余裕型）

●公立認定子ども園

認定こども園等に入園していない児童の保護者が、就労や病気・出産等によって、家庭での保育が一時的に困難な場合、一時預かり事業を利用することができます。

利用を希望する方は、実施施設にお問い合わせください。

（1）対象者

美馬市に住所がある認定こども園等に入園していない1歳から就学前までの児童

（2）利用可能日時・利用料

開園日の8時30分～16時30分

※利用時間は面接時にご相談ください。

1日あたりの利用料	8時30分～12時30分	12時30分～16時30分
4時間未満	900円	900円
8時間未満	1,800円	

（3）希望理由・利用可能日数

一時預かりを必要とする理由により利用可能日数が異なります。

必要とする理由	基準	期間
保護者の就労	1週間につき 3日以内	2か月
保護者の傷病・入院 家族の看護・介護	1か月につき14日以内	2か月
保護者の出産	1か月につき14日以内	2か月
育児疲れ等	1か月につき 1日	—

（4）申込方法

利用希望日の3日前までに、一時預かり事業実施施設に「一時預かり事業（施設余裕型）利用申請書」を提出してください。

申請書は、一時預かり事業実施施設に備え付けているほか、みまっこ子育て応援サイトからダウンロードできます。

※施設に余裕がない場合や定員を超過する場合は利用できないことがあります。

※はじめて利用する児童については面接があります。（傷病等緊急を要する場合は除く）

（5）一時預かり事業実施施設

○美馬認定こども園 ○岩倉認定こども園 ○脇町保育所

●公私連携穴吹認定こども園についても一時預かり事業を実施する予定です。詳しくは園へお問い合わせください。

子育て支援事業

●公立認定子ども園

認定こども園等に入園していない児童と保護者を対象に、園庭開放や育児相談・交流を行っています。利用を希望する方は、実施施設にお問い合わせください。

(1) 対象者

美馬市に住所がある0歳（6か月）から就学前までの乳幼児及び保護者

(2) 利用料

無料（保険料、おやつ代等が別途発生する場合があります）

(3) 受付期間・受付時間

4月中旬

【午前】9時30分～12時00分

【午後】13時00分～15時00分

(4) 子育て支援事業実施保育施設

名称	実施施設名	定員	利用日時
さくらんぼルーム	江原認定こども園	50名	月・水・金曜日 9時00分～12時00分 13時00分～15時00分
なかよし広場	美馬認定こども園	50名	

※希望者が定員を超えた場合、後日公開抽選を行います。

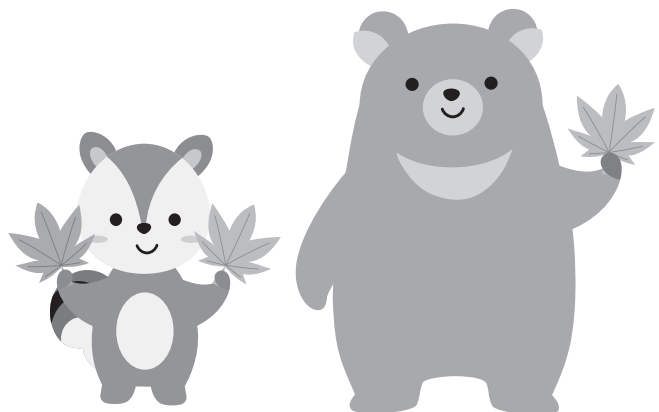
●公私連携穴吹認定こども園についても子育て支援事業を実施する予定です。詳しくは園へお問い合わせください。

◆子育て支援センターみらい（美馬市地域交流センターミライズ2階）◆ ☎53-1108

就学前の乳幼児とその保護者を対象に、親子の交流事業や子育て相談、子育て講座、季節ごとのイベントなどを実施します。利用料は無料です。美馬市外の方も利用できます。

開所時間 10時00分～19時00分

（※ただし、毎週火曜日、年末年始はお休みです）



10. よくある問い合わせ (Q&A)

お問い合わせ
いただく前に
ご確認ください♪



申請に関するQ&A

申請時期

●Q1. 申請が早い方が、保育施設に入園しやすいですか？

A1. ▶10～11ページ「7. 利用調整」参照

保育施設の優先順位は、先着順ではなく、利用調整によって決定します。

●Q2. 郵送による受付はしていますか？

A2. 未着や不備等が発生するため、郵送での受付は行っていません。

必ず受付期間中に直接ご提出ください。

●Q3. 出生前でも申請はできますか？

A3. 申請は、出生の届出後でないとお受けできません。出生の届出後に申請を受け付けます。

●Q4. 4月1日から利用したいのですが、当初受付期間に提出できない書類があります。

当初受付期間に提出できなかった場合は、随時受付期間の申請になりますか？

A4. 申請手続きは、必要書類が全て揃っていないとできません。

当初受付期間に申請手続きができなかった場合は、随時受付期間に手続きを行っていただくこととなります。

また、当初受付期間に申請いただいても、証明書等に不備や不足があると手続きができませんので、書類は余裕をもってご提出ください。

選考方法

●Q1. 当初受付の入園選考はどのように行うのですか？

A1. ▶10～11ページ「7. 利用調整」参照

保護者が希望した施設が希望者全員を受け入れることが困難な場合、保育を必要とする理由やその状況に応じた「基本指数」と世帯や児童の状況などその他の状況に応じた「調整指数」によって点数化し、合計点数（指数）が高い順に入園を決定します。

指数は、提出のあった書類でのみ判断しますので、相談回数や嘆願書等によって有利になることはありません。

●Q2. 随時受付の入園選考はどのように行うのですか？

A2. ▶6ページ「6. 利用申請と受付期間」参照

当初受付の利用調整が終わった後に、随時受付の利用調整を行います。

当初受付の利用調整によって、希望する施設に入園ができなくなることがありますので、可能であれば当初受付期間中に申請手続きを行ってください。

転入予定に関すること

●Q1. 美馬市に引っ越すことになりました。美馬市に転入する予定で申請はできますか？

A1. 可能です。美馬市に転入予定の方が内定した場合、入園月の前月までに美馬市に転入することが条件です。確認できない場合、内定取消になります。

(例) 令和6年4月から入園→令和6年3月末までに美馬市に転入が必要

希望施設

●Q1. 保育施設は何か所まで希望できますか？全て記入する必要がありますか？

A1. ▶10～11ページ「7. 利用調整」参照

保育施設等は6か所（第6希望）まで希望できますが、必ずしも6施設分を希望しなければならないものではありません。通える範囲内の認定こども園等を通いたい順番で記入してください。

●Q2. 希望園をたくさん記入するのと、第1希望のみを記入するのでは、第1希望のみの方が有利ですか？

A2. ▶10～11ページ「7. 利用調整」参照

利用調整は、保育を必要とする理由やその状況、また、世帯や児童の状況によって決定するものですので、希望園の数によって有利、不利になることはありません。

市外への広域入所

●Q1. 現在美馬市に居住しています。美馬市以外の市町村の保育施設等の利用を希望しますが、どうすればよいですか？

A1. 事前に希望する市町村（保育施設）へ申請の可否等をご確認ください。

申請先は美馬市子どもすこやか課の窓口です。美馬市の受付期間中に申請してください。

提出書類については、美馬市様式の申請書類をご使用ください。

●Q2. 美馬市の保育施設と美馬市外の保育施設（広域入所）を同時に申請することはできますか？

A2. 併願することはできません。

幼稚園との併願

●Q1. 美馬市の認定こども園等と幼稚園を同時に申請することはできますか？

A1. 併願することはできません。



保育料に関すること

●Q1. 保育料はいつ分かりますか？自分で計算できますか？

A1. 申請の段階では保育料がいくらになるかをお答えすることはできません。入園決定後、通知を送付します。“給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書”や“課税証明書”等に記載されている「市区町村民税所得割」の額を保護者2人分足し合わせ、12ページの保育料基準額表に当てはめることで、概算することができます。

状況が変わった

●Q1. 申請を行った後に、勤務状況や家庭状況に変更がある場合、連絡は必要ですか？

A1. ▶22ページ参照

変更があった場合は、速やかに必要書類を提出してください。

必要書類を提出せずに入園した場合は、内定取消しや退園となることがあります。

就労証明書に関するQ&A

全般

●Q1. いつ時点の内容を記載すればよいですか？

A1. 新規申請の場合は、原則として利用開始希望日時点の内容としてください。

(例)

就労証明書の証明日は令和5年11月5日だが、利用開始希望日が令和6年4月1日の場合は、令和6年4月1日時点の就労内容で記載する。

●Q2. 就労状況が昨年と同じなのですが、昨年ものを提出してもいいですか？

A2. 就労証明書や診断書等については、発行日から3か月以内に提出されたものを有効としています。提出日の直近3か月以内に作成されたものを提出してください。

令和6年4月の入園申込みを行う場合は、直近3か月以内の書類をすでに(きょうだい入園児の書類や、令和5年度中に入園申請のために)提出している場合でも、再度取得し、申請の際に提出してください。

●Q3. 会社の採用日は平成25年4月1日で、現在の事業所に配属された日は平成29年4月1日です。雇用期間の開始日は、どちらを記入するのでしょうか？

A3. 会社の採用日である「平成25年4月1日」をご記入ください。

●Q4. 会社から就労証明書が作成できないと言われました。

A4. 就労証明書等の「保育が困難であることを証明する書類」の提出がない場合、認定ができないため利用調整の対象になりません。また、締切日までにご提出いただいても、証明書等に不備や不足があると受付できませんので、書類は余裕をもってご提出ください。

証明欄

- Q1. 県外に本社がある会社の徳島支社で働いていますが、本社の証明が必要ですか？
A1. 支社において所定の内容の証明が可能であれば、支社名で証明を記入いただいても構いません。
- Q2. 出向している場合は、出向元か出向先のいずれが証明するのでしょうか？
A2. 出向元で証明してください。
- Q3. 派遣社員について、勤務証明は派遣元か派遣先のいずれが証明するのでしょうか？
A3. 派遣元で証明してください。

勤務時間・勤務日数

- Q1. 就労時間や就労日数が不規則な場合、どのように記入するとよいですか？
A1. 代表的な（最も多いパターンの）就労時間及び就労日数を記入してください。
- Q2. 有給休暇は勤務日数に含めるのでしょうか？
A2. 含めてください。
- Q3. 普段から残業をしているのですが、残業時間を含めて記入するのでしょうか？
A3. 労働契約上の正規の時間を記入していただくこととなりますので、残業時間は含めないでください。

育児休業期間

- Q1. 育児休業期間が未定（復職日未定）の場合は、どのように記入するとよいですか？
A1. 認定こども園等への入園申請には、育児休業開始日と終了日の記載が必要です。
復職予定日を記入し、変更があれば子どもすこやか課に変更申請書を提出してください。

兼業

- Q1. 2つ仕事をしています。就労証明書は両方必要でしょうか？
A1. 両方の勤務先の就労証明書が必要です。



求職活動に関するQ & A

求職活動の内容

- Q1. 仕事を探している状況ですが、子どもを保育施設に預けることは可能ですか？
A1. 求職中や入園後仕事を探す場合でも保育施設は申請できます。
求職中という状況で入園した場合、入園後3か月以内に就労先を見つけていただき、就労証明書の提出が必要になります。期限内に提出がない場合、退園となりますのでご了承ください。

- Q2. ハローワークや自治体の就労支援サービスではなく、新聞や雑誌、ホームページの求人情報の閲覧など、自宅で仕事を探す場合も、求職活動として認められますか？
A2. 求職活動の内容としては、客観的に求職活動であると確認でき、かつ、活動中に保護者本人による保育が困難であると考えられる内容であることが必要です。
このため、自宅における新聞、ホームページでの求人情報の閲覧は求職活動に含めることができません。

妊娠・出産に関するQ & A

妊娠した

- Q1. 第2子を妊娠しています。第2子出産のために上の子の認定こども園等の申請はできますか？
A1. 出産前後の休養のために認定こども園等を申請することができます。
入園は、出産予定月の2か月前から可能です。妊娠・出産要件で入園した場合、お子さんの在園期間は出産予定月とその前後各2か月（最長5か月間）です。
出産要件での申請に必要な書類は、9ページをご確認ください。

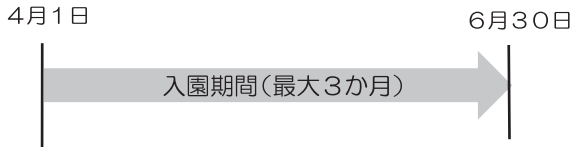


利用期間（入園日のイメージ）

●ケース例1

父が就労しており、母が2月から求職活動を開始する場合で、4月1日からの入園を希望する場合

「②求職活動」の要件となり、入園期間は4月1日から6月30日までとなります。



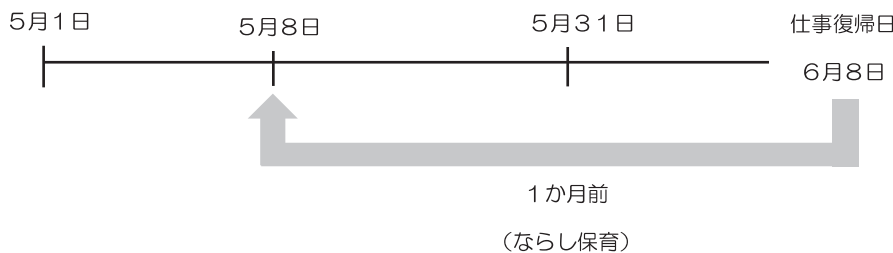
※入園期間中に求職活動を終えた場合(就労を開始した等)は、要件を変更しなければ、継続入園ができません。

●ケース例2

父が就労しており、母が育児休業を終え、仕事に復帰する場合

育児休業を終え、仕事に復帰される方は、仕事復帰日の1か月前(土・日・祝日を除く)から「①就労」の要件で入園が可能です。

(例) 6月8日仕事復帰の場合、5月8日から入園が可能です。

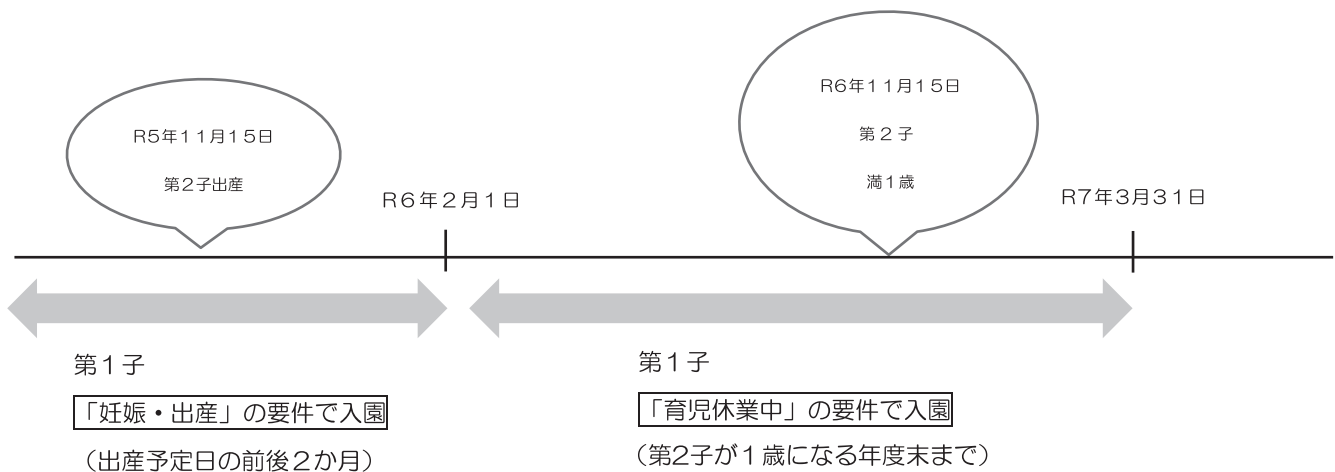


※ならし保育については4ページをご覧ください。

●ケース例3

現在、父が就労しており、母が第2子妊娠のため、「④妊娠・出産」の要件で第1子が入園中
令和5年11月15日に第2子を出産した後、引き続き第1子が入園する場合

「③育児休業取得中の継続利用」の要件で、令和6年2月1日から令和7年3月31日まで入園することができます。



こんなときは必ず連絡を！

●Q1. 入園申込みの時には求職活動でしたが、急に仕事が決まりました。

A1. 速やかに就労証明書の記入を会社に依頼して、市に変更申請を提出してください。

●Q2. 2号認定で認定こども園等を申し込んでいて、入園が決まったけど、やっぱり幼稚園に行くことになりました。どうすればいいですか？

A2. 他の方が空きを待っている場合がありますので、必ず事前にご連絡の上、速やかに「認定こども園等辞退届兼申請取下届」を提出してください。

●Q3. 内定を辞退したいのですが…。

A3. 他の方が空きを待っている場合がありますので、必ず事前にご連絡の上、速やかに「認定こども園等辞退届兼申請取下届」を提出してください。

！申請内容に変更がある場合！

申請内容に変更があった場合または申請を取り下げる場合は、速やかに必要書類を子どもすこやか課に提出してください。書類は子どもすこやか課にあるほか、市のホームページからもダウンロードできます。なお、内容により、追加で書類を提出いただく場合があります。

変更内容	提出書類
住所、氏名、電話番号や世帯に変更（世帯員増減等）があった	変更申請書
妊娠がわかった	変更申請書＋母子手帳（表紙と出産予定日のページ）のコピー
就労状況が変わった（勤務日数・時間等が変わった、仕事を始めた、仕事が変わった など）	変更申請書＋就労証明書
申請を取り下げたい	取下届
内定を辞退したい	辞退届

* 記入上等の注意点 *

- ◆提出書類は黒のボールペンで記入してください。鉛筆や消せるボールペンで記入されたもの、修正液を使用したものは無効です。
- ◆記入内容を訂正する場合は、当該箇所に二重線を入れ、空白に正しい内容を記入してください。
- ◆提出された書類は返却できません。控えが必要な場合は、提出前にコピーをお取りください。
- ◆虚偽の申込みをした場合は、入園内定や決定を取り消します。

その他、不明な点がございましたら、子どもすこやか課までお問い合わせください。

施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定（現況）申請書

美馬市長 様

令和5年11月6日

① 施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を次のとおり申請します。

保護者（申請者）	ふりがな	みま いちろう		性別	生 年 月 日	
	氏 名	美馬 一郎		男・女	昭利・平成 60年 3月 6日	
	自宅番号	父携帯	090-1234-〇〇〇〇	母携帯	090-8765-△△△△	
	現住所	〒777-7777 美馬市脇町字□□〇〇番地				
	転居予定先			転居予定日	年 月 日頃	
児 童	ふりがな	みま たろう		性別	生年月日（R6.4.1現在の年齢）	障害者手帳等の有無
	児童氏名	美馬 太郎（第3子目）		男・女	平成 5年 4月 25日 令和（ 0 歳児）	有・無
	保育・教育の希望	<input checked="" type="checkbox"/> 保育	保護者の就労または疾病等の理由により、保育を希望する			<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
		<input type="checkbox"/> 教育	教育を希望する			
	利用を希望する期間	令和6年 4月 1日 から 令和7年 3月 31日まで				
利用を希望する施設	第1希望 江原認定こども園		第4希望 穴吹認定こども園			
	第2希望 脇町保育所		第5希望			
	第3希望 脇町小規模保育所		第6希望			
令和5年 1月1日の住所	父	<input checked="" type="checkbox"/> 美馬市内 <input type="checkbox"/> 美馬市外（ ）				
	母	<input type="checkbox"/> 美馬市内 <input checked="" type="checkbox"/> 美馬市外（〇〇県〇〇市〇〇町字〇〇番地）				
令和6年 1月1日の住所	父	<input checked="" type="checkbox"/> 美馬市内 <input type="checkbox"/> 美馬市外（ ）				
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 美馬市内 <input type="checkbox"/> 美馬市外（ ）				

② 世帯の状況（申請児童を含む、生計を一にする世帯の世帯員全員について記入してください。）

（同居の祖父母や単身赴任中の保護者、就学中のきょうだい等、別居中の世帯員も含む。（単身赴任や別居中の就学中のきょうだい等る場合は、備考欄にその旨御記入ください。）

ふりがな/世帯員氏名	児童との続柄	性別	生 年 月 日	職業（勤務先）又は学校名	備 考
みま いちろう 美馬 一郎	父	男・女	S60年 3月 6日	(株)みま〇△	
みま はなこ 美馬 花子	母	男・女	S63年 11月 27日	(有)徳島▲▲	
みまさ ぶろう 美馬 三郎	兄	男・女	H26年 5月 5日	江原南小学校	
みま かずこ 美馬 一子	姉	男・女	H30年 10月 13日	江原認定こども園	
みま たろう 美馬 太郎	本人	男・女	R5年 4月 25日		
みま じろう 美馬 二郎	祖父	男・女	S34年 7月 29日	(株)〇〇脇町	
みま はなみ 美馬 花美	祖母	男・女	S36年 4月 20日	無職	

③ 祖父母の状況

続柄	氏 名	生年月日	住 所(同居の場合は不要)	就 労
祖父	美馬 二郎	S34年 7月 29日	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居(都道府県 市郡 町村)	有・無
父方:祖母	美馬 花美	S36年 4月 20日	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居(都道府県 市郡 町村)	有・無
母方:祖父	なし	年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居(都道府県 市郡 町村)	有・無
母方:祖母	徳島 桜子	S36年 4月 30日	<input type="checkbox"/> 同居 <input checked="" type="checkbox"/> 別居(徳島 都道府県 阿波市郡 〇〇町村)	有・無

①「保護者（申請者）」欄等

1. 「申請者氏名」欄

申請者氏名は、父母どちらかの氏名を記入してください。
父母どちらかが市外別居の場合は、利用する児童と市内で同居している方を記入してください。
※2人以上入園する場合は、保護者を必ず統一してください。

2. 「転居予定先」及び「転居予定日」欄

現在、美馬市外在住で、入園前に美馬市に転入予定の方は、転入後の住所及び転入時期を記入してください。はっきり分からない場合は、美馬市脇町拝原（予定）など、予定で記入していただいて構いません。

3. 「生年月日」欄

クラス年齢は、1ページを参照してください。令和6年4月1日時点の年齢がクラス年齢になります。

4. 「保育・教育の希望」欄

どちらかに☑を入れてください。

▶ 2・3号認定で「保育」を利用する子ども → 保育に☑を入れてください。

▶ 1号認定で「教育」を利用する子ども → 教育に☑を入れてください。

※0～2歳児は、保育のみの申請ができます。

3～5歳児は、教育か保育かを選択することができます。

※「預かり保育も希望する」欄は、幼稚園を希望する方のみ使用します。

5. 「利用を希望する期間」欄

入園日は、年齢や保育要件などによって異なります。

入園日の例は21ページを参照してください。

6. 「利用を希望する施設」欄

1ページの施設一覧から**実際に通園できる施設**を希望する順に記入してください。

第2～第6希望の認定こども園等がない場合は、記入の必要はありません。

7. 「保護者の1月1日時点の住所」欄

どちらかに☑を入れてください。美馬市外の住所の方は、記入が必要です。

▶ 令和6年4月～8月入園希望の場合 → 令和5年1月1日時点の住所を記入してください。

▶ 令和6年9月～令和7年3月入園希望の場合 → 令和6年1月1日時点の住所（予定）を記入してください。

※申請児童の健康保険の扶養者が父または母以外の場合には別途記入してください。

②「世帯の状況」欄

入園を希望する子どもと同一世帯に居住している親族についてすべて記入してください。（続柄も記入）

※単身赴任中や就学中のきょうだいについてもご記入ください。

単身赴任中の場合、備考欄にその旨ご記入ください。（例：令和〇年から海外赴任中等）

③「祖父母の状況」欄

同居の祖父母は、②世帯の状況に必ず記入してください。

死別等の場合は、なしと記入してください。

別居の場合は、別居に☑を入れ、住所をご記入ください。

③保育の利用を必要とする理由等

保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

① 家庭 の 状 況	続柄	保育を必要とする理由
	<input checked="" type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input checked="" type="checkbox"/> 就労〔勤務先までの通勤時間：（往復） 1時間 分〕 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産（ 年 月 日） <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれ <input type="checkbox"/> 育休（ 年 月 日まで） <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input checked="" type="checkbox"/> 就労〔勤務先までの通勤時間：（往復） 時間 30分〕 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産（ 年 月 日） <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれ <input type="checkbox"/> 育休（ 年 月 日まで） <input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/> ひとり親世帯 <input type="checkbox"/> 生活保護世帯 <input type="checkbox"/> 生計中心者の失業 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> 世帯員に障がい者がいる（手帳保持者氏名： ） <input checked="" type="checkbox"/> 育休明け（R6年4月25日復帰予定） <input checked="" type="checkbox"/> きょうだい同時利用（児童氏名：美馬 一子） <input type="checkbox"/> 継続児（現在利用中の施設名： ）		

④入所（園）申請確認事項

②	<p>きょうだいの入所（園）申請について</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> きょうだい、同時に申し込みをする → 2. 及び3. へ進む <input type="checkbox"/> きょうだい、同時に申し込みをしない → 3. へ進む</p> <p>2. きょうだいの同時申請について（該当の場合のみ）</p> <p><input type="checkbox"/> きょうだい、それぞれ別の園に内定した場合は、それぞれの子で希望順位の高い順に入所を希望する。 <input checked="" type="checkbox"/> 同じ園を希望する。（きょうだい同時利用の意向は、きょうだいでそろえてください。） （例）兄弟で同じ園を同じ順位で希望した場合、兄は第1希望に入所可、弟は第1希望入所不可であり第2希望へ入所の場合は、2人とも第2希望の園へ入所する。 ※同じ園に空きがない場合は、別々の園へ入所となります。</p> <p>3. 入園保留となった場合の保育について</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 家庭保育予定〔<input type="checkbox"/>父 <input type="checkbox"/>母 <input checked="" type="checkbox"/>他（ 祖母 ）〕 <input type="checkbox"/> 育児休業を延長する（ 年 月 日）まで延長可能 <input type="checkbox"/>延長未定 <input type="checkbox"/> 認可外施設等を利用予定 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 未定</p>
---	---

⑤同意書（税情報等の提供に当たっての署名欄）

③	<p>馬市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市民税の情報（同一世帯者を含む） 世帯情報等を閲覧すること、またその情報に基づき決定した利用者負担額等について、特定教育・保育施設 等に対して提示することに同意します。</p> <p>また、虚偽の申請をした場合や必要書類を提出しない場合は、認定が取り消し（退園）となっても異議ありません。</p> <p>氏名（父） 美馬 一郎 _____</p> <p>氏名（母） 美馬 花子 _____</p> <p>氏名（ ） _____</p> <p>※申請児童の父、母および健康保険の扶養者全員の署名（自筆）が必要です。</p>
---	--

①「保育の利用を必要とする理由等」欄

2号認定、3号認定を希望する方は、保育を必要とする理由の該当する項目すべてに☑してください。
家庭の状況は、該当する項目に☑を入れ、必要事項を記入してください。
保育の利用を必要とする理由については、5ページを参照してください。

(例) 母が育休を終え、復帰するために入園する場合は、母の保育の必要性は「就労」になります。

②「入所(園)申請確認事項」欄

1. 「きょうだいの入所(園)申請について」欄

どちらかに☑を入れてください。

2. 「きょうだいの同時申請について」欄

該当の場合のみ、どちらかに☑してください。
※きょうだい同時申請する場合は必ず記入してください。

3. 「入園保留となった場合の保育について」欄

いずれかに☑してください。

③「同意書」欄

申請児童の父、母および健康保険の扶養者全員の署名(自筆)が必要です。

申込みをする前にご確認ください

申込みの準備が整いましたら、今一度書類等を確認いただき、申込みを行ってください。

◎書類の不足、記入もれはありませんか？

利用案内（7～10ページ）のチェック欄をご活用ください。

保育の必要性の事由が確認できる書類は、保育を希望する（2号認定及び3号認定）保護者すべての方がが必要です。（9ページ参照）

その他家庭やお子さんの状況に応じて書類を提出してください。



